

# 入札説明書

この入札説明書は、令和8年度 静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託（B）について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らなければならない事項を定めるものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

## 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、「調査」の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札の公告の日から開札の日までの間に、静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 入札に参加する本社、支店又は営業所の所在地が静岡県内であること。

(7) 5名以上の公認会計士を有し、組織的な業務遂行が可能であること。

### 3 入札及び開札

(1) 入札参加者は、設計書その他契約締結に必要な条件を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該設計書等について疑義がある場合は、関係職員に対して説明を求めることができる。

(2) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札の日時及び場所は、別記3のとおり

(5) 入札参加者は、別紙様式2による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、別記3に記載の日時及び場所において提出しなければならない。

なお、郵送又は電送による入札は認めない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、当該代理人の氏名及び押印(外国人の署名を含む。)

オ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別紙様式3による委任状を持参させなければならない。

(6) 入札書は、封書に入れて封緘し、その表面に入札番号とともに「令和8年度 静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託(B) 入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

(7) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(9) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(10) 入札金額は、令和8年度 静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託(B)の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (11) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。
- (12) 入札参加者は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (13) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。
- (14) 入札参加者は、入札会場に参加しようとするときは、「入札参加資格確認通知書」を提示しなければならない。
- (15) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合のほかは、入札会場を退場することができない。
- (16) 入札会場において、次に掲げる事項に該当する者は、入札会場より退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

#### 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とする。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

なお、静岡県財務規則第41条第2項及び第55条第2項による場合は免除する。

#### 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の事項の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (3) 開札をした場合において、落札対象となる入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 9 入札参加者に求められる義務

本件入札に参加を希望する者は、別記2(1)の期日までに下記の書類を提出しなければならない。

なお、期日までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

### (1) 入札参加資格

- ア 入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

### (2) 提出期限

別記2(1)のとおり

### (3) 提出場所

別記2(2)のとおり

### (4) その他

提出書類は提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## 10 その他

- (1) 委託要領及び入札に関する質疑、確認等は、別紙様式4「質問票」により令和8年5月13日(水)正午までにファックス又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。
- (2) 照会先  
別記4のとおり
- (3) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された提出書類を、入札参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- (7) 本件入札に関して要した全ての費用については、入札参加者の負担とする。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託（B）
- (2) 業務の内容等 委託要領のとおり
- (3) 業務期間 契約の日から令和9年3月31日まで

### 2 申請書類の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年5月14日(木)正午まで
- (2) 提出場所 郵便番号 〒420-8601  
所在地 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号  
機関名 静岡県監査委員事務局監査課監査班  
電話番号 054-221-2297

### 3 入札の日時

入札日時 令和8年5月18日(月)午前10時00分  
入札場所 静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁東館14階 監査課会議室

### 4 本件に関する照会先

郵便番号 〒420-8601  
所在地 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号  
機関名 静岡県監査委員事務局監査課監査班  
F A X 054-221-3566  
メールアドレス kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

(案)

静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託（B）契約書

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が別に定める「予備監査業務等委託要領（B業務）」(以下「要領」という。)に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

また、委託業務の対象箇所等は次の各号のとおりとする。

(1) 委託箇所等

- ・ 本庁定期監査委託箇所一覧（B）（別表1-1）
- ・ 出先機関等委託対象箇所一覧（B）（別表1-2）

(2) 前号に付随する業務（別表2）

(注意義務)

第2条 乙は、要領に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

2 乙は、委託業務の処理を通じて知り得た事項を漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

(個人情報保護)

第3条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託期間)

第4条 委託期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

(委託費及び支払方法)

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の委託費の支払いは、別記2のとおりとする。

3 乙は、第14条に定める通知を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

なお、静岡県財務規則第41条第2項及び第55条第2項による場合は免除する。

(契約の変更)

第7条 甲又は乙は、天災その他自己の責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、天災その他自己の責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を処理しないとき、又は処理の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲が、委託業務の履行について不正な事実を発見したとき。

(3) 委託業務の履行に際し、乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキまでに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなく

なったとき。

- 3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。この場合において、正当な理由には、委託業務に関連する法令諸規則の改正や状況の変化等が含まれるものとする。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。  
(2) 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

- 2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務従事者名簿の提出)

第11条 乙は、この契約の締結後速やかに要領に定める委託業務従事者名簿を甲に提出し、承認を受けなければならない。委託業務従事者名簿の内容を変更するときも、同様とする。

(予備監査結果の報告)

第12条 乙は、予備監査の終了後、要領に定めるところにより調査書を提出しなければならない。

(委託業務完了報告書の提出等)

第13条 乙は、当該月の委託業務終了後、要領に定めるところにより委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託内容の検査)

第14条 甲は、乙から前条第1項の委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の処理状況を検査し、適正に処理されていると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

(委託費の処理)

第15条 甲又は乙が第9条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(委託業務に要した諸資料の取扱い)

第16条 乙は、委託業務の処理に当たり用いた資料又はその写し(甲と乙との協議により保存することが不適当とされたものを除く。)を、この契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。

(身分を証する書面の交付)

第17条 甲は、乙に対し、この契約に基づき委託業務を処理する従事者であることを証する書面を交付するものとする。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 鈴木 康友

乙

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

#### (秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等

につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知

り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

## 別記 2

### 委託費の支払い

- 1 委託費の支払いは予備監査及び付随業務を実施した月ごとにまとめて行う。
- 2 予備監査対象機関ごとの委託費は、別表 1 - 1 及び別表 1 - 2 の「対象機関ごとの委託料」による。  
付随業務に係る委託料は、別表 2 の「業務ごとの委託料」による。  
なお、支払う委託費は、本契約第14条に規定する検査に合格したものを対象とする。
- 3 別表 1 - 1 及び別表 1 - 2 の「対象機関ごとの委託料」及び別表 2 の「業務ごとの委託料」の合計額を契約金額から減じた額は最終実施月分の額に含めて支払うものとする。

本庁定期監査委託箇所一覧（B）

（別表1-1）

No.	予備監査実施予定日及び当日人工	部・局等名	予備監査実施場所	標準人工	対象機関ごとの委託料
1	6/5 1人工	監査委員事務局	静岡県庁内	3人工	
2	6/8～6/11 各日2人工	企画部	静岡県庁内	16人工	
3	6/12 1人工	議会事務局	静岡県庁内	3人工	
4	6/15、6/16 各日2人工	企業局	静岡県庁内	6人工	
5	6/17～6/19 各日2人工	出納局	静岡県庁内	12人工	
6	6/22～6/26、6/29～6/30 各日2人工	経済産業部	静岡県庁内	28人工	
計				68人工	

注1 「予備監査実施予定日及び当日人工」欄：「当日人工」は当日予備監査に従事する人数

注2 「標準人工」欄：当日人工に、事前準備及び事後の調査書作成等に必要人工を加えたもの

注3 「対象機関ごとの委託料」は、契約金額を委託業務に係る本契約に定める人工数の合計で

除した額（100円未満の端数金額は切捨）に、「標準人工」の人工数を乗じて算出したもの

注4 予備監査業務は対象機関に臨場して実施すること。

## 出先機関等委託対象箇所一覧（B）

（別表1-2）

No.	予備監査 実施予定 月日	名 称	所属 分類	予備監査実 施場所	実地、2人 一日、半 日、単独の 別	当日人工	標準人工	対象機関ご との委託料
1	6月3日	観音山少年自然の家	出先	浜松市	実地	2人工	4人工	
2	6月4日	企業局西部事務所	出先	磐田市	実地	2人工	4人工	
3	未定	森林・林業研究センター	出先	浜松市	単独	1人工	3人工	
4	未定	浜松湖東高等学校	出先	浜松市	2人一日	2人工	4人工	
5	未定	果樹研究センター	出先	静岡市	単独	1人工	3人工	
6	8月17日	掛川工業高等学校	出先	掛川市	実地	2人工	4人工	
7	8月21日	畜産技術研究所	出先	富士宮市	2人一日	2人工	4人工	
8	8月24日	水産・海洋技術研究所	出先	焼津市	2人一日	2人工	4人工	
9	8月26日	沼津西高等学校	出先	沼津市	2人一日	2人工	4人工	
10	8月31日	浜松工業高等学校	出先	浜松市	実地	2人工	4人工	
11	9月2日	静岡財務事務所	出先	静岡市	実地	2人工	4人工	
12	9月3日	（公財）静岡県舞台芸術センター	財援	静岡市	2人一日	3人工	5人工	
13	9月4日	沼津財務事務所	出先	沼津市	2人一日	2人工	4人工	
14	9月14日	吉原林間学園	出先	富士市	実地	2人工	4人工	
15	9月15日	熱海財務事務所	出先	熱海市	実地	2人工	4人工	
16	9月16日	東部農林事務所	出先	沼津市	実地	2人工	4人工	
17	9月18日	（一財）静岡県労働福祉事業協会	財援	静岡市	2人一日	2人工	4人工	
18	9月25日	富士財務事務所	出先	富士市	実地	2人工	4人工	
19	9月28日	遠州鉄道株式会社	財援	静岡市	2人一日	2人工	4人工	
20	9月29日	浜松土木事務所	出先	浜松市	実地	2人工	4人工	
21	10月2日	磐田財務事務所	出先	磐田市	2人一日	2人工	4人工	
22	10月5日	沼津商業高等学校	出先	沼津市	実地	2人工	4人工	
23	10月6日	富士山世界遺産センター	出先	富士宮市	実地	2人工	4人工	
24	10月13日	袋井高等学校	出先	袋井市	実地	2人工	4人工	
25	10月15日	天竜高等学校	出先	浜松市	2人一日	2人工	4人工	
26	10月21日	伊豆中央高等学校	出先	伊豆の国市	単独	1人工	3人工	
27	10月26日	天竜浜名湖鉄道株式会社	財援	浜松市	2人一日	2人工	4人工	
28	10月27日	浜松南高等学校	出先	浜松市	実地	2人工	4人工	
29	10月28日	湖西高等学校	出先	湖西市	半日	1人工	3人工	
30	10月28日	湖西警察署	出先	湖西市	半日	1人工	3人工	
31	10月29日	伊豆伊東高等学校	出先	伊東市	2人一日	2人工	4人工	
32	11月6日	（公財）ふじのくに医療城下町推進機構	財援	駿東郡長泉町	2人一日	3人工	5人工	
33	11月9日、10日	（地独）静岡県立病院機構	財援	静岡市	2人一日	5人工	7人工	
34	11月18日	埋蔵文化財センター	出先	静岡市	2人一日	2人工	4人工	
35	11月19日	浜松東高等学校	出先	浜松市	実地	2人工	4人工	
36	11月24日	御前崎港管理事務所	出先	御前崎市	実地	2人工	4人工	
37	11月26日	吉田特別支援学校	出先	吉田町	2人一日	2人工	4人工	
38	12月3日	藤枝東高等学校	出先	藤枝市	実地	2人工	4人工	
39	12月8日	伊豆総合高等学校	出先	伊豆市	実地	2人工	4人工	
40	12月16日	浜松西警察署	出先	浜松市	実地	2人工	4人工	
41	12月21日	藤枝財務事務所	出先	藤枝市	2人一日	2人工	4人工	
42	12月23日	浜北西高等学校	出先	浜松市	単独	1人工	3人工	
43	1月6日	賀茂健康福祉センター	出先	下田市	実地	2人工	4人工	
44	1月7日	下田土木事務所	出先	下田市	実地	2人工	4人工	
45	1月8日	稲取高等学校	出先	東伊豆町	2人一日	2人工	4人工	
計						89人工	179人工	

注1 「所属分類」欄：「出先」は「出先機関」、「財援」は「財政的援助団体等」を表す。

注2 「実地、2人一日、半日、単独の別」欄：「実地」は「実地監査」、「2人一日」は「2人一日監査」、「半日」は「半日書面監査」、「単独」は「単独監査」を表す。

注3 「当日人工」欄：当日予備監査に従事する人数である。「半日書面監査」の場合は、予備監査に2人で半日従事するため1人工となる。

注4 「標準人工」欄：当日人工に、事前準備及び事後の調査書作成等に必要の人工を加えたもの

注5 「対象機関ごとの委託料」は、（契約金額を委託業務に係る本契約に定める人工数の合計で除した額（100円未満の端数金額は切捨）に、「標準人工」の人工数を乗じて算出したもの

注6 予備監査業務は対象機関に臨場して実施すること。

注7 「予備監査実施予定月日」の「未定」は、事務局から別途連絡する。

(別表2)

付随業務

	実施年月	実施回数	当日人工	実施場所	業務ごとの委託料
研修会への出席	令和8年5月	1回	2人工	静岡県庁内	
監査事務講習会への講師派遣	令和8年11月	1回	1人工	静岡県庁内	
連絡会議への出席	令和9年1月	1回	1人工	静岡県庁内	
計			4人工		

注1 「業務ごとの委託料」は、(契約金額を委託業務に係る本契約に定める人工数の合計で除した額(100円未満の端数金額は切捨))に、「当日人工」の人工数を乗じて算出したもの

## 予備監査業務等委託要領（B業務）

静岡県を委託者（以下「甲」という。）とし、（以下「乙」という。）を受託者として、甲乙間において令和 年 月 日付けで締結した静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託（B）契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 契約書第1条の委託業務の内容

静岡県監査委員（以下「監査委員」という。）が、監査に先立ち書記に命じて行う予備監査のうち財務事項に係る業務とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 監査委員が定める静岡県監査委員監査基準及び監査実施要領に定める定期監査の予備監査、財政的援助団体等の予備監査（以下「予備監査」という。）

委託箇所及び実施日程は、契約書第1条に掲げる別表のとおりとするが、実施日の変更がある場合は、静岡県監査委員事務局（以下「事務局」という。）から別途通知するものとする。

- (2) 前号に付随する業務

研修会及び連絡会議への出席並びに監査事務講習会への講師の派遣  
なお、日程については事務局から別途連絡する。

### 第2 委託業務の従事者

- (1) 契約書第11条の委託業務従事者名簿の様式

委託業務従事者名簿（様式第1号）

- (2) 委託業務に従事する者

ア 委託業務に従事する者（以下「公認会計士等」という。）は、監査対象機関と利害関係のない公認会計士、会計士補及び平成18年1月から実施された公認会計士試験制度の論文式試験合格者でなければならない。ただし、論文式試験合格者については、業務補助等の期間が1年以上である者に限る。

イ 委託業務に従事する公認会計士等は、この業務に参加しようとする他の監査法人・監査団との重複登録は認めない。

ウ この業務に参加しようとする監査法人・監査団の役員が、別の参加しようとする監査法人・監査団の業務従事者として登録することは認めない。

エ 監査対象機関との監査契約がある場合は事前に申し出ること。

### 第3 契約書第12条の予備監査結果の報告

- (1) 乙は、乙が契約書第1条に掲げる別表1-1及び別表1-2に記載する対象機関に対する予備監査を行った都度、当該対象機関の予備監査の報告書を作成し、事務局に提出する。

- (2) 予備監査の調査書の様式、提出部数及び提出期限等

ア 様式

予備監査の調査書の様式は、事務局が作成する調査書に準じるものとし、別途通知する。

なお、当該調査書を作成し事務局に提出する場合、必要に応じて任意の調査

様式を追加して作成し、提出できるものとする。

#### イ 提出方法

本庁及び出先機関の予備監査に係る調査書については、1部を印刷し、事務局に提出する。

財政的援助団体等予備監査に係る調査書については、電子データにより事務局宛て提出する。

#### ウ 提出期限

予備監査の報告書については、業務実施日から10日以内(土日、祝日を除く。)に事務局に提出する。

ただし、指摘等該当事案について再調査が必要な場合等期限までに提出が困難な場合は、事務局と別途協議して定める日までとする。

- (3) その他必要が生じた場合は、その都度協議して行う。

#### 第4 契約書第13条の委託業務完了報告書

- (1) 委託業務完了報告書(様式第2号)
- (2) 乙は、契約書第1条に係る当該月の委託業務完了報告書を翌月20日(令和9年3月分は3月31日)までに甲に提出し、検査を受けなければならない。

#### 第5 契約書第17条の身分を証する書面

- (1) 身分を証する書面(様式第3号)
- (2) 甲は、委託業務従事者に対し、委託業務を処理する従事者であることを証する書面を交付する。

#### 第6 委託業務実施上の留意事項

- (1) 委託業務は、契約書、要領によるほか、静岡県監査委員監査基準、静岡県監査基本計画、令和8年度監査実施計画及び事務局から配付する委託業務の実施方法等を示した資料等に基づき、事務局と調整連携をとって実施する。
- (2) 予備監査は、契約書第1条に掲げる別表1-1及び別表1-2「当日人工」欄に記載する人数の公認会計士等(契約書第11条の承認を受けた委託業務従事者名簿に登載されている者に限る。)が実施する。

ただし、「半日書面監査」については、2人の公認会計士等が同日に2か所の委託箇所へ臨場して予備監査を実施するが、委託箇所が距離的に離れているなど同日の実施が困難な場合については、事務局と協議の上、公認会計士等が箇所ごと単独で予備監査業務を実施できるものとする。

また、対象機関の業務量に応じ人数を増減する必要がある場合は、甲と乙が協議して定める。

- (3) 予備監査業務(予備監査実施日)の実施に当たっては、委託箇所1か所ごとに、複数日に渡って予備監査業務を実施する箇所にあつては1日ごとに、委託業務従事者の中から責任者(チーフ)を選定する。責任者(チーフ)は公認会計士とし、責任者を含む従事者の半数以上は公認会計士又は業務補助等の期間が3年以上の者とする。

#### (4) 業務内容

##### ア 本庁及び出先機関

- (ア) 準備作業（監査調書等の事前点検、予備監査実施内容事前検討等）
- (イ) 予備監査の実施（原則、事務局の指定する調査仕様等に従い会計帳票の審査、現物突合、質問聴取、後日報告等の指示、指摘等基準該当事項がある場合の事実確認、経緯等聴取等）
- (ウ) 結果の取りまとめ、調査報告書作成・提出、必要な場合は補完調査の実施
- (エ) 調査報告書に基づく事務局への説明（必要な場合）

##### (5) 監査調書等の送付・引渡し方法等

本庁、出先機関及び財政的援助団体等の予備監査業務に使用する監査調書等は、原則として予備監査実施日の7日前までに受託者の責任者宛てに電子データ又は印刷物で送付する。

また、予備監査に必要な県の規程に関する資料等は、事務局から提供する。

- (6) 予備監査には、事務局職員が同行することができる。
- (7) 予備監査に当たっては、契約書第17条の身分を証する書面を携帯し、監査対象機関に対し必要に応じて提示することとする。
- (8) 委託業務に係る資料の取り扱いについては、第三者にその内容が知られることのないよう保管その他の処分に注意するものとする。
- (9) 予備監査等の実施時間は、原則として午前9時30分開始、午後4時30分終了とする。
- (10) 「研修会」等への出席

受託者による予備監査を円滑に実施するため、監査委員事務局が開催する「研修会」及び「連絡会議」へ出席するものとする。日程等は、契約書第1条に掲げる別表2による。開催日等の詳細は、別途、通知する。

様式第1号

委託業務従事者名簿

年 月 日

静岡県知事 様

住 所  
名 称  
代表者

下記のとおり提出します。

No.	氏 名	資格区分			登録年月日	登録番号	所属事務所等	所属会
		公 認 会 計 士	会 計 士 補	公 認 会 計 士 試 験 合 格 者				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※委託業務に従事する者の氏名等を記載する。

※資格区分は、該当するものに○印を記載する。

※「所属事務所等」の記載方法

- ・監査法人の場合は、所属する事務所名（例、「静岡事務所」）を記載する。
- ・監査団の場合で、他の監査法人等に所属する場合はその旨記載する。

様式第2号

委託業務完了報告書  
( 年 月分)

年 月 日

静岡県知事 様

住 所  
名 称  
代表者

下記のとおり報告します。

1 予備監査業務

対 象 機 関 名	予備監査 実施月日	予備監査 従事者

2 付随業務

業務	開催月日	出席者名

※予備監査従事者欄には、従事した会計士の氏名を全て記載すること。また、チーフとなった者を明確にすること。

様式第3号

第 号

身分を証する書面

所 属  
氏 名

上記の者は、令和8年度静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等の従事者であることを証明する。

年 月 日

静岡県監査委員事務局長 印